高梨子 文恵

物で高まっており、 腸菌汚染などのリスクが一般青果 業の近代にともなう残留農薬や大 ドンまで増加しており、 ドンから二〇一二年には一六〇万 費も二〇〇四年の三九万七〇〇〇 ドンまで増加し、 に高まっている。ベトナム政府は 食の安心・安全性への関心は非常 上した都市部の消費者を中心に、 とが見込まれている。一方で、農 でに三三〇〇万人まで増加するこ の予測では収入一五〇〇万ドン以 大している(表1)。同様に、消 ンから、二〇一二年には二〇〇万 が一九九九年の二九万五〇〇〇ド 上の中間・富裕層が二〇二〇年ま (The Boston Consulting Group) 「安全野菜」と呼ばれるベトナム ベトナムでは、一人あたり所得 急速に経済が拡 所得水準の向 B C G

> めている。 できる流通経路の構築は困難を極 ることによって需要を満たそうと 設け、 しているが、 生産から流通までを管理す 消費者にとって信頼

現状と課題について検討する。 ーンを利用した安全野菜の流通 引 れている生産者と消費者の直接取 本稿では、 ショートフードサプライチェ 近年政策的に進めら

安全野菜とは

 $\underbrace{\mathbb{E}}_{\circ}$ 年に 物、 処理(パッキング)をした野菜(葉 る安全性基準に従った生産、収穫 基準を定めた(二〇〇八年に改 どの対策を行っており、二〇〇七 代から農薬に対する取締の強化な かで、ベトナム政府は一九九○年 農薬の使用量が年々増加するな 「安全野菜」の生産に関する 安全野菜とは、 食用花卉、果物、 政府が定め

独自の青果物に対する安全基準を

どが規定に定められている。 Management)を実行することな 基本的にIPM(Integrated Pest る化学肥料は制限され、 か生産できない。また、使用でき 属類などが基準値以下の地域でし 産物のサンプル検査を行い、 菜は、認証申請時に土壌、 きのこ類)のことを指す。 防除は 水、 安全野 重金 生.

安全野菜流通の変化

下 5 大半が農協、特に社会主義時代か ループなど形態は多様だが、その 生産認可組織 ~二○○○年代初頭にかけては、 導入され始めた一九九〇年代後期 してきた。安全野菜という制度が 全体として多様化する方向で展開 通経路は、 制度的に体制移行した組織。 「認可組織」) ハノイ市における安全野菜の流 試行錯誤を繰り返 (株式会社、 が主体となるこ 農家グ

> 契約生産・販売は、当時のSM などの小売店や外食産業、学校給 るスーパーマーケット(以下SM 全野菜を集荷し、予め契約してい 地域の生産者に対して集団で生産 通の大部分を占めた。 ス事業者に販売した。安全野菜 食、社員食堂などのフードサービ 流通は、 安全野菜の生産を計画的に行う。 指導やインフラ整備などを行い とによる契約生産・契約販売が流 認可組織が生産者から安 認可組織

(1,000VND) 1999 | 2002 | 2004 | 2006 | 2008 | 2010 | 2012 1,315

1人あたり所得および支出の推移

				2001		2000	20.0	20.2
所得	全体	295	356	484	636	995	1,387	2,000
	都市部	517	622	815	1,058	1,605	2,130	2,989
	農村部	225	275	378	506	762	1,070	1,579
支出	全体			397	511	792	1,211	1,603
	都市部			652	812	1,245	1,828	2,288
							1	

314

402

619

950

農村部 (注) 空欄はデータなし。 (出所) GSO.

が拡大するなかで流通が滞ったた う問題が生じた。一方で、 構築されていないために消費者が 果物への潜在的需要が高いにもか り、SMでの安全野菜の取扱量は 所が限定されているという利便性 三八〇〇ヘクタールまで増加する。 野菜作付面積は、二〇一二年には 行われ、二〇〇九年に二一〇五へ を介して産地への投資が継続的に 自由市場で大量に販売されること た安全野菜は生産者自身によって 安全野菜にアクセスできないとい かわらず、 次第に頭打ちとなった。安全な青 の面でのデメリットがネックにな 合の価格差や、販売されている場 同時に、慣行栽培品と比較した場 で発覚し、安全野菜の購入先とし る青果物の産地偽装事件が相次い 定着する二〇〇〇年代、SMによ クタールだったハノイ市内の安全 生産拡大が志向された。認可組織 てSMが次第に信頼を失っていく。 しかし、SMが一定程度普及・ 認可組織で買い取られなかっ 信頼できる流通経路が 生産量

> することとなる。 菜と同様の流通経路、 ることはできない。自由市場で個 あっても、 産基準を遵守して生産した野菜で 生産者が個人で販売する場合、 7 となった。 人が販売した場合、慣行栽培の野 引に必要な証書等が発行されず いる場合、個人では安全野菜の 安全野菜として販売す 組織単位で認可を受け 価格で流通 生

透した。当初こうした認可組織に

勢力拡大と時を同じくして急速に

消費者にも安全野菜が浸

よる契約生産は一定の成功をおさ

めたため、

政策的には安全野菜の

制の構築と販路の拡大である。 による生産から小売の一貫管理体 ドの確立と、認可組織の小売参入 ことによる認可組織の独自ブラン 的には、商標登録などを活用する 菜の普及をはかろうとした。具体 再構築させることにより、安全野 中心とする認可組織に流通経路を 二〇一〇年頃から、政府は農協を た。この課題への対処法として 路を構築することが求められてい コストが低く押さえられた流通経 には信頼性・利便性が高く、かつ 大しており、これを解消するため マッチが二〇〇〇年代を通じて拡

参入するのは困難がともなった。 体とする官製組織であり、 る農協は、もともと協同生産を主 されたが、認可組織の大半を占め この一貫管理流通は一部で実行

形

関わる主体の意識の低さなどが問 路を構築するかが大きな課題とな 頼を取り戻しつつ、新しい流通経 府にとっては、いかに消費者の信 ある。この制度を主導している政 う制度自体への信頼が失墜しつつ 題となり、 していないことに加えて、 露呈した。適切な流通経路が確立 食の安全性に対する認識の低さが 通の中心を担ってきた認可組織の 表面化し、これまで安全野菜の流 組織であっても、 年では一貫流通体制が構築された で課題が大きかった。さらに、 足に悩む農協にとってはコスト面 難しい。特に慢性的な流動資本不 ストが非常に高く、 なると、借地代や人件費などの 各組織が市内で固定店舗を持 0 ている。 消費者の安全野菜とい 産地偽装問題が 流通に

このように、

消費と生産のミス

SFSCs構築による新し い安全野菜流通

を指し、 で生産されて消費される流通形態 までの流通経路を短縮させた流通 SFSCs)とは、生産から消費 → (Short Food Supply Chains) ショートフードサプライチェ 或は地理的に消費者の近隣 もともとは農業の近代

> ような課題が顕在化するなかで してきた。しかし、前節で述べた という閉鎖的な流通形態をとり 性への寄与も大きなものである。 だが、同様に関係者間の信頼関係 この流通形態は特に、グローバリ ported Agriculture)、日本の「直 ットやCSA (Community Sup-アメリカのファーマーズマーケ 態があることが確認されており、 を集めている。SFSCsについ な農産物流通のあり方として注目 物などの安全安心面で付加価値 流通へ対抗するための社会運動と 生産・大量消費を目的とした広 心に認可組織と消費者組織のマ 菜食品取引所を開設し、それを中 ハノイ市では近年、 がらも、 ナムの安全野菜流通は、契約生産 が構築されることによる食の安全 経営を保護する意味で非常に重要 ゼーションのなかで小規模な家族 売」「提携」などがこれにあたる。 ては、先進国においては様々な形 付与された製品のオルタナティブ して登場した。 これまでみてきたように、ベト グ П П マスマーケットを対象と バリゼーションや大量 近年特に有機農産 後述の安全野

直接取引させる仕組みを政策的

チングを行い、

生産者と消費者を

構築させる動きがみられ

菜生産流

通

売

0)

、投資

菜食品取引所の概要

消費者双方のマッチング、 具体的にはホームページ上での認 の円滑化、 業と共同で安全野菜食品取引所 介・広告・販売、認可組織と小売店・ (以下「取引所」)を市内に設置 二〇一一年、 祖織および各組織の生産物の紹 設置の目的は、 、広告、 ハノイ市は民間 消費喚起などで、 安全野菜流通 安全野 企

③取引組織の決定、注文 生産認可組織 4)配達 安全野菜流通拠点 (合作社・企業) ⑤決済 (消費者グループ) ② 香港縣機構 0 批析 安全野菜 食品取引所 (出所) 聞き取り調査より筆者作成。

安全野菜食品取引所を経由した取引

図 1

る。 組織と流 取引所は、 能な生産物の種類と価格を取 認可組織は週に二~三回、 示する。 通拠点の仲介を行 取引所はそれを って 供 13

は民間企業が行うという形態をと 式としては、 誘致などを行っている。 ている。 一部はハノ (特に小 イ市が補助 初期費用や運営資金 運営の方 運営

取引所を介した流涌

ので、 三年現 を行う。 地域や会社などを単位として三〇 で立ち上げている。 と呼ばれる消費者組織を市内各地 全野菜生産の推進主体であるハノ 所は市内の消費者の組織化を、 ○の団体が登録)。一方で、 けて農産物を供給している約 隣産地 (一七省) 予め取引所に登録を行う(二〇一 した販売を希望する認可組織は を イ市植物保護局と共同で進めてお 図1に示した。 取引所を介した流通経路の 五〇世帯がまとまってできたも 流通拠点 グルー 在、 ハノイ市だけでなく近 プで認可 (điểm phân phối) でハノイ市にむ 流通拠点を経由 流通拠点は 組織と取引 取引)概要 _ O 安

この登録された認 で 取

が多い。 きる。 行う。 ため、 提とした取引を行う(一度に二つ 点内で協議 な農産物の種類と価格の一 認可団体間の競争関係を維持する とはできない)。 O0 組 で買うより安価に設定されること しており、 高であるが、市場と比較して安定 可 配達時に認可組織との間で精算を 商品が配達される。代表が商品と じて注文、当日認可組織から直接 までに注文を集約し、 に対してその情報を提示し、 に登録している利用者 示しているため、 してすべての認可組織が供給 交換で各会員から集金し、 っため、 りまとめて一覧にし、 なっている。 引先をかえることができるよう 認可組織に対して発注を出 織をひとつ選び、 組織が自由に設定することが の代表に通知する。 価格は、 意図的に毎回、 一般的に、慣行品よりは割 基本的には長期継続を前 流通拠点は取引する認 安全野菜専門店やSM 登録されている認 全体で合意すれば しかし取引所は、 必要に応じて拠 信頼関係構築 各拠点に対 取引所を通 代表は拠点 (消費者 各流 一覧を提 次回の 前日 [すこ 可 で

般的にみられる共同購入のシ システムは日本の 生協 など

通 実は日本とは異なっている。 ステムに近い が、 消費者組織

流通拠点の特徴

所は、 き取り 働きかけにより地 に協力した。 に割り振ることによって拠点設置 設置目標数を定め、 受けて、 度普及活動を行っている。これ 制度について講習を開くなど、 を対象に、 前述のように、 かで組織されるものがある。 を基礎に地域的に組織されるも イ ここで、 四カ所とも、 国営企業などの会社組織 市の四拠点を対象に行った聞 市内の女性会や農民会など 調査の結果から見てみる。 ハノイ市女性会では拠 流通拠点の特徴を、 安全野菜と新しい流 今回 流通拠点には地 こうした政策的 域 の調査対象組 それを各地 的に組織 化さ 取 0 織 点 を 制 引 σ X 通

三〇キロ程度となっている。 に一〜三回で、 引を行う拠点もあったが、 固定している。 が登録されており、 つった。 て公務員を定年退職した女性で 五. 拠点の代表になっ 〇人程 それぞれの拠点には一 度の利用者 認可組織と毎日取 回の注文数量は 利用者は概 ているのは 消費者 通常週 配 五 ね

れたものである。

0

内

ため、 庭の場合、 はなく、 もいる。すべての拠点で冷蔵施設 は都合で夕方まで引き取れない人 りに行く利用者が多いが、 れるため、 合もあった。 にある商店の店先が利用される場 地域の集会所や地域の中心部 朝に商品を引き取れない家 玄関先などに放置される 代表者の自宅が多かった この制度の利用は難し 午前中に荷物を引き取 配達は通常朝に行わ なかに

この拠点では登録されている地域 多忙で、注文の集約が難しくなっ できるため、 の利用者だけでなく、 に提出されたものと同じ価格だが、 対面販売を行っている。直売を行 たため、地域内に簡易店舗を設置 る拠点が一カ所あった。代表者が で、こうした共同購入型から出発 っている農協の販売価格は取引所 し、取引を行っていた農協に要請 して毎朝職員に出張してもらい、 し、農協の直売所が開設されてい また、今回調査した拠点のなか 客層は多様になって 誰でも利用

流通拠点利用者の特徴

き取り調査から、その特徴を見て流通拠点利用者五名に行った聞

られる。 信頼から購入する人の二つに分け ムなので」という、制度に対する いるから」「ハノイ市のプログラ いる場合と、「取引所を経由して に対する評価から購入を決定して 取引される野菜と生産者そのもの いる。購入の理由は、「品質が良い 拠点を利用した購入のみとなって で購入していたが、現在はすべて ていた二名は、拠点設置前はSM 制度は安全野菜の新規顧客開拓に 全野菜を利用し始めており、この 拠点が設置されたことによって安 は二人のみで、その他の利用者は 全野菜を購入していたと述べたの 五人のうち、 の深い関与がうかがえる。また、 り、 人のうち三人は女性会の役員であ で構成されるが、今回調査した五 代表者を中心としたネットワーク 勧 「出所がはっきりしている」など、 役買っている。以前から利用し る。 一誘などを行って組織されるため 拠点の設置、 利用者は各拠点の代表者が 拠点設置以前から安 普及への女性会

おわりに―制度的課題

共同購入と大きく異なるのは、ここの流通形態が日本の生協によるこれらの結果からわかるように、

うかは代表者の積極性に左右され 題がある。 きではなく政策的に展開されて うかは不透明である。 手数料制で運営が継続できるかど 代表を買って出ている人もおり、 状では補助金を得るために拠点の る方式に移行する必要がある。 引のなかから手数料を得て運営す できるが、最終的には代表者が取 運営に必要な補助金を得ることが ある。設置から二年間は政府から ことができなくなったのが原因で 運営にかかわる活動に時間を割く も多くある。その大半は、代表が いるが、なかには廃止された拠点 拠点は概ね運営が順調に行われて るところが大きい。今回調査した 今後継続的に運営していけるかど この制度を利用できないなどの課 品の受け渡しなど物流面の問題で 需要がある消費者であっても、 くない。また、安全野菜に対して 全野菜に対する関心は必ずしも高 る点である。そのため利用者の安 0 制度が利用者からの自主的な動 流通拠点についても、 現 商

双方の食と農に対する意識が高ますることによって生産者、消費者国におけるSFSCsでは、消費国におけるSFSCsでは、消費

き取り調査による)。 が報告されている(取引所での聞 者組織の取引であっても産地偽装 取引所を介した生産者組織と消費 が働きにくくなっている。 対する意識が低く、 れているため、 することによって制度構築が行わ 織両方において官制的組織を動 ることが期待されるが、 第三者機関を介さず制度を維持す においては生産者組織、 モラルハザードを防ぐなど、 双方とも安全性に こうした機能 消費者組 ベトナム 実際、 員

なるだろう。 ように組み込んでいくかが課題と消費者の有機的なつながりをどの消費者の有機的なつながりをどの

生命科学部准教授) (たかなし ふみえ/弘前大学農学

《参考文献》

"Vietnam and Myanmar: Southeast Asia's New Growth Frontiers." 2013 (https://www.bcgperspectives.com/content/articles/consumer_insight_growth_vietnam_myanmar_southeast_asia_new_growth_frontier/).